

令和7年度広島県発達障害地域支援体制マネジメント事業実施要領

1 目的

この事業は、市町における発達障害児・者の自立と社会参加に資する支援体制の整備を図るため、発達障害の特性に応じた支援に係る専門的な知識と経験を有し、市町、事業所（障害福祉サービス事業所、障害児・者通所支援事業所等）、医療機関、学校等における支援者と関係機関間の連携や個別支援の方法についての実践的な知識を有する者を、発達障害者地域支援マネジャー（以下「地域支援マネジャー」という。）として、広島県発達障害者支援センターに2名配置し、次の3つの視点から市町、事業所等をサポートするものとする。

（1）身近な地域における個別の支援体制の整備

発達障害の当事者が生活する身近な地域・市町単位で、個別のニーズに応じた支援体制を整備する。

（2）発達障害の特性を考慮した支援体制の整備

身体、知的、精神の3障害の延長上ではなく、相談や支援のあらゆる場面において発達障害の特性を考慮した対応ができる体制を整備する。

（3）重層的な支援体制の整備

地域・市町を一次機関、広島県発達障害者支援センターを二次機関とする重層的な支援体制を構築し、当事者の利便性や支援の効率性を高め、県全体としての発達障害支援体制の強化を目指す。

2 事業実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月末日までの期間中、日程調整の上設定した日に実施する。

3 事業実施内容

地域支援マネジャーは、市町・事業所等が作成した利用計画に基づき、地域の課題に応じて必要な助言・指導を実施することとし、次の業務を行うものとする。

なお、事業効果測定のため、原則として2回以上実施する。

（1）早期発見・早期療育の場面（健診、早期療育プログラム）の視察及び助言

（2）発達障害児・者の家族支援の場面の視察及び助言

（3）障害児・者の支援を行う事業所や施設、保育所、幼稚園、学校等の視察及び助言

（4）個別ケース会議や市町の協議会への参加及び助言

- (5) 医療機関や他の発達障害の支援を行う機関との連携・調整
- (6) 地域支援体制の見える化や点検、改善等の場面への参加及び助言

4 事業の利用方法

(1) 事業の周知

市町（障害福祉担当課）は、当該事業について、市町内の関係部局や管内の保育所、幼稚園、学校、障害福祉サービス事業所、その他発達障害児・者の支援等に係る関係機関に周知する。

(2) 事前相談・日程調整

- ・ 当該事業の利用機関は、事業の利用内容や日程等について、広島県発達障害者支援センターに、電話で事前相談を行う。
- ・ 継続的なフォローや地域事業所等との連携が必要な内容の場合には、市町担当者・事業所等の同行についても事前相談を行う。
- ・ 市町担当者や事業所等の同行を想定している場合には、事前に同行者と日程調整等を行った上で、広島県発達障害者支援センターに事前相談を行う。

(3) 利用計画書の作成・提出

① 利用機関が市町以外の場合

- ・ 事前相談の終了後、「令和7年度地域支援マネジャー利用計画書（別紙様式第1号）」を原則としてワードにより作成し、利用機関が所在する市町（障害福祉担当課）にメールで提出する。
- ・ 市町は、提出された利用計画書の記載内容を確認し、利用計画書の「2 市町確認担当情報」を記載の上、電子メールにより、広島県発達障害者支援センターに提出する。

（提出先メールアドレス：hiroshima-hattatu@f-tutuji.jp）

- ・ 利用計画書について、ワードによる作成や、電子メールによる提出等が困難な場合は、手書きでの作成や郵送、FAX等での提出も可能とする。

② 利用機関が市町の場合

- ・ 事前相談の終了後、利用計画書を原則としてワードにより作成し、電子メールにより、広島県発達障害者支援センターに提出する。

（提出先メールアドレス：hiroshima-hattatu@f-tutuji.jp）

(4) 事業の実施

広島県発達障害者支援センター及び地域支援マネジャーは、提出された利用計画書を精査し、事業を実施する。

(5) 利用状況報告書の提出

① 利用機関が市町以外の場合

- ・ 当該事業の利用後、利用機関は「令和7年度地域支援マネジャー利用状況報告書(別紙様式第2号)」を原則としてワードにより作成し、利用機関が所在する市町(障害福祉担当課)にメールで提出する。
- ・ 市町は提出された利用状況報告書の記載内容を確認し、利用状況報告書の「2 市町確認担当情報」を記載の上、電子メールにより、広島県発達障害者支援センターに提出する。
- ・ 利用状況報告書について、ワードによる作成や、電子メールによる提出等が困難な場合は、手書きでの作成や郵送、FAX等での提出も可能とする。

② 利用機関が市町の場合

- ・ 当該事業の利用後、利用状況報告書を原則としてワードにより作成し、電子メールにより、広島県発達障害者支援センターに提出する。

5 事業の実施状況の報告・共有等

- ・ 広島県発達障害者支援センターは、定期的に事業の実施状況や取組内容を取りまとめ、県に報告する。
- ・ 県は、広島県発達障害者支援センターから報告された当該事業の実施状況等を、市町と共有する。
- ・ 県、広島県発達障害者支援センター及び地域支援マネジャーは、必要に応じて、市町と実践共有の場を持ち、地域支援体制整備の取組の普及・拡大に努める。